

# 仕 様 書

## 1 工事の名称

兵庫県立尼崎青少年創造劇場舞台吊物設備修繕工事

## 2 納入及び撤去物品及び数量

①横滑車（2個） ②ワイヤ（1本） ③暗転幕（1枚）

※別図（「サスペンションライトボルト④、横滑車及びワイヤ交換仕様図」及び「暗転幕仕様書」）を参照のこと

## 3 納入場所

兵庫県立尼崎青少年創造劇場大ホール（尼崎市南塚口町3-17-8）

## 4 納入期限及び工事期間

納入期限は、令和8年3月31日（火）まで

※そのうち、現地施工は、大ホールの閉鎖を伴うことから、令和8年3月30日（月）から3月31日（火）までの間の開館時間に限る。

なお、納入及び工事については指定管理者である公益財団法人兵庫県芸術文化協会兵庫県立尼崎青少年創造劇場（以下「劇場」という。）とあらかじめ協議し、施設の運営に支障とならないよう指示に従うこと。

※納入期限は、納品検査完了後の引渡し期限であることに留意すること。

※施工完了後すぐに運用がはじまるため、工事期間内に劇場担当者の検査を受け検査に合格すること。

## 5 履行条件

新設機器の納入・設置及び既設機器の撤去等は、施工後のメンテナンスの関係上、一業者での納入、受け渡しを行うこと。

## 6 現場管理

（1）機器設置は、労働安全衛生法等の関係法令の規定により施工し、工程は劇場と打合わせの上、工程表を作成し、承諾を受けたうえで期間内に完全に完了すること。

（2）作業中は、関係者以外が立ち入ることができないよう安全柵や表示等を設け、既設建物及び既設設備が損傷・汚損の恐れがある場合は養生を行い、細心の注意を払い施工すること。

万一損傷・汚損した場合は、速やかに適切な処置をとると共に、劇場に報告し、指示がある場合はこれに従うこと。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。

（3）機器及び撤去機器置場は、劇場の承諾を受け、工事完了後は、撤去、後片付け及び清掃等を速やかに行うこと。

## 7 納入検査

- (1) 当該機器の納品及び設置完了後、受注者立ち会いのもと、劇場による納入検査を受けること。
- (2) 検査の結果、不合格、不備又は瑕疵が発見された場合は、速やかに適正なものに交換し、再度、検査を受けること。なお、交換に要する一切の費用は、受注者の負担とする。

## 8 保証期間

- (1) 納入後 1 年間を無償保証とし、受注者の施工に起因する障害が生じた場合、または納入過程の作業に起因する障害の修理に要する費用は、受注者の負担とする。
- (2) 保証期間においては、故障等の緊急事態に備え、適切な処置が行えるよう専門技術者を修理対応のため派遣できる体制を維持すること。  
また、故障対応を含む当該機器を担当する拠点を設け、担当技術者名、連絡先等を記載した名簿、連絡方法等を書面にて提出すること。

## 9 特記事項

- (1) 入札価格には、物品の価格のほか、運搬、搬入、設置時の養生、据付工事及び、設置後の調整、既設機器の撤去廃棄処分、現地調査など納品等に要する一切の費用を含めること。
- (2) 既設機器など当該物品の更新により発生した廃棄物は、関係法令を遵守し処理すること。
- (3) 受注者は契約締結後、現場調査を必ず行ったうえ施工すること。

## 10 仕様書に関する質問等

仕様書に関して質問がある場合は、質問書受付期間である令和 7 年 1 1 月 2 8 日（金）までに、書面（任意様式）により劇場あてに F A X で送付すること。

## 11 その他

- (1) 当該物品の搬入を行う車両は、ホール搬入口のスペースを利用することができる。但し、設置等に係る作業員の一般車両（乗用車等）は、劇場駐車場の収容台数に限りがあるため、それを超える場合は近隣の一般駐車場を利用すること。
- (2) 受注者は、落札後に応札額に対する納品機器について、規格及び単価等を記載した内訳書を提出すること。
- (3) 機器設置後は、操作方法等について劇場及び保守運営受託業者の担当者向けに説明会を開催すること。

【問合せ先】

兵庫県立尼崎青少年創造劇場管理部 西田

TEL 0 6 （ 6 4 2 6 ） 1 9 4 0 , FAX 0 6 （ 6 4 2 6 ） 1 9 4 3